変 更 届 書

業	務の	種 另	[1]		
許可番号、認定番号又は 登録番号及び年月日				第 平成 年	号 月 日
薬局、主たる機能 を有する事務所、					
製造	所、店舗又は 事務所	所在地			
	事	項		変更前	変更後
変更内容	特定販売に係る事項			未届	別紙のとおり
変	更 年	月月	∃	平成年	月 日
	備	考			

上記により、変更の届出をします。

平成	年	月 日	
		住 所 法人にあっては、主たる 事務所の 所在地	
		氏 名 (注人にあっては、名称) 及び代表者の氏名	(1)

大分市保健所長 殿

特定販売に係る事項

イ 特定販売を行う場合の通信手段	
ロ 特定販売を行う医薬品の区分	 薬局製造販売医薬品 第一類医薬品 指定第二類医薬品 第二類医薬品 第三類医薬品
ハ 特定販売を行う時間	
(営業時間のうち特定販売のみを行う時間 がある場合はその時間)	
ニ 特定販売を行うことについての広告に、 申請書記載以外の薬局又は店舗の名称を用い る場合はその名称	
ホ 特定販売をインターネットを用いて広告 するときのホームページアドレス	
へ 主たるホームページの構成の概要 (カタログ等を用いて広告するときはその概 要)	
ト 都道府県知事等が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要(営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。)	

口について、特定販売を行う医薬品の区分の番号に○を付けること。

- ホについて、その薬局が販売・授与しようとする一般用医薬品を広告しているホームページのうち、当該一般用医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者等が通常最初に閲覧するホームページ (いわゆる「トップページ」や「メインページ」)のアドレスを記入すること
- へについて、ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるよう なホームページのイメージ等の書類を添付すること。カタログ等を用いて特定販売 を行う場合においても、同様にその概要が分かる資料を提出すること。
- ※特定販売については、上記「へ」を除く全ての事項について、<u>変更の際は事前の届出</u>となるので注意すること。